

第2回徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

1 日 時 令和2年8月28日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 徳島県庁8階 804会議室

3 参加者

委員6名，消費者政策課長，消費者政策課くらし安全担当室長ほか

4 議事概要

（1）徳島県犯罪被害者等支援条例案について
<事務局より資料1，資料2に基づき説明>

○【資料2】第1章 総則について

【委員】

目的のところで、「被害に遭われた方の被害の回復及び軽減」という文言を入れてはどうか。

【委員】

目的で「県民が」安心して暮らすことができるとあるが、「誰もが」とすることで、居住されている外国人も含めて考えることができるので、「誰もが」という表現にしてはどうか。

【事務局】

関連する他の項目も含めて、法令担当部署に確認しながら考えさせていただきたい。

【委員】

目的のところの条文で東京などは個性を出している。ここの条文は県の意気込みをあらわすところなので、記載内容について検討してほしい。

【事務局】

徳島らしさをどう出すか、検討したい。

【委員】

定義のところで、再被害は同一の人から受けるものだと思うが、この条例での定義をどう考えるか。まったく別の事件で受けた被害を再被害というのか。そこを分かった上で、規定されるべき。

【委員】

同一の人から受けるものが再被害と考えられ、それ以外から受けるものは二次被害と考えられる。理解した上で規定してほしい。

【委員】

県民に、同一の加害者から再び受ける、例えばDV、児童虐待、ストーカー被害などの再被害と二次被害の違いについて分かってもらう必要がある。

【会長】

再被害、二次被害への定義付けが、安心して暮らせる施策の部分に関わってくる。

【委員】

基本理念のところで、「二次被害が生じないよう配慮されること」というところに、再被害も加えてはどうか。また、「必要な支援を途切れることなく受けられること」というところでは、「被害を受けた直後から必要な支援を」としてはどうか。

【委員】

「県民の責務」「事業者の責務」「民間支援団体の責務」というところで、他の自治体の条例では役割と記載しているところもあるが、どう考えているか。

【事務局】

具体的な条文にする段階で、「取組について努める」という条文にしたいと考えているが、県以外の県民等にも支援について意識してもらいたいと考えている。ただ、責務という記載が言葉として適切かどうか、どう受け止められるかは分からない。

【委員】

条例を見たときに県民が受け入れやすく伝わりやすい方がいい。地域の一員として、県民等にもこういう役割分担があるという意味では役割でもいい。

【事務局】

基本理念のところで、「それぞれに担う役割を互いに理解し」という文言が条文化の際に明文化したいと考えているので、それを踏まえつつ、責務という言葉にした。

【会長】

一番の目的は県民全体の意識が醸成されること。パブリックコメント等の様子を見てどう記載するか検討してみてはどうか。

○【資料2】第2章 基本的施策について

【委員】

「日常生活の支援」を項目に加えてほしい。被害者の安全と並んで必要な事項と考えられる。また、教育に力を入れているというメッセージとして学校における教育の推進も項目に加えてほしい。

【委員】

(東京都の条例にあるような) 重大な事案の緊急支援も加えてはどうか。

【委員】

「県内に住所を有しない者への支援」も徳島らしさとして骨子に加えてほしい。

【委員】

継続的に支援について被害者等の意見を聞く機会を設けるようにしてほしい。

【委員】

日常生活の支援は保健福祉サービスと両輪にあたるので必要。

【会長】

教育に関しては県教育委員会でも取り組みが行われているので骨子に記載してもいいのではないかと。また、重大な事案の緊急支援について明記することで、県が取り組みを進めるきっかけとなる。

【委員】

重大な事案が発生したとき、根拠となるものがないと対応できない。また、個人情報の適切な管理についても規定が必要ではないかと。これは個人情報の管理を適切に行うという面のほかに、被害者を支援する団体の横のつながりを円滑に行うための条項としても必要と考えられる。

【事務局】

目的で広くとらえると支援団体間での情報提供や連携は可能でないかと。また、重大な事案である大規模な事件については、条文として記載しなくても、計画や具体的支援施策のなかで対応することが出来るのではないかと。

【委員】

大規模な事件への対応は普段から体制を整えていないと対応できない。

条文化することで支援体制を整えることが必要となることから、実際に体制をつくる事が出来るようになる。重大な事案については対応計画を立てていないと対応できない。

【委員】

重大な事案への対応については条文としてどう記載するかは難しい。

【委員】

東京都犯罪被害者等支援条例の第十七条が一般的な記載と考えられる。条文があれば各支援団体への支援依頼もし易くなり、支援計画を立てやすくなる。

【会長】

条文化するのに課題、メリットともにあると思うので検討してほしい。

【事務局】

重大な事案への対応については検討させてほしい。

教育に関して明文化することについては、「県民等理解の増進等」の項目で教育の充実という記載が考えられるが、条文として加えることで県民へのアピールに繋がるという意味での提案と考えて良いか。「県民等」という記載で、そのなかに含まれていると考えられるが、項目の一つとして考えるかどうか、文言修正も含め検討したい。

【委員】

「被害の回復についての支援」という言葉には、損害賠償の請求についての支援や心身に受けた影響からの回復のためのカウンセリングも含まれるので加えてほしい。

【委員】

条文で県を主語とすると、県が被害者に対して損害賠償するような誤解を受けることも考えられるので、損害賠償については記載するのはどうかとも思う。

【事務局】

(損害賠償の請求についての支援として) 県が出来る役割としては、情報提供や助言といったこととなる。

【委員】

(被害の回復についての支援には) 心身の回復と弁護士費用や裁判の印紙代などの経済的支援の両方が考えられる。

【会長】

（被害の回復についての支援には）「経済的負担の軽減」や「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」を考慮して、骨子に加えることを検討してみてもどうか。

【委員】

「県内に住所を有しない者への支援」についてはどう考えるか。

【事務局】

県内で犯罪被害に遭わせた観光客等への支援については条例の役割のなかに含まれると考えるが、見舞金のような施策に関しては住所が関わってくると考えられる。

【委員】

県外の方も支援するとなると他県の条例との関わりが出てくる。

【委員】

「県内に住所を有しない者への支援」の考え方は、犯罪被害の発生地で支援を行うという発生地主義の考え方となる。

【事務局】

基本的に、個人が受ける支援については他の自治体等で受けていれば支援対象外となる。対象となる事件がどれぐらいあるのかによっても、実施するかどうかの判断材料となる。これまで御意見を頂いた全ての事項について骨子に入れるか、今後の条例化にも繋がることとなるので検討したい。

【委員】

バランスは必要だが、意見した事項について条文に記載することに意義がある。（先進的な条例とすることで）徳島県の特殊性の打ち出しにも繋がる。

【会長】

重大な事案への支援の記載についても同様のことが言えるが、理念として県内に住所を有しない者への支援を条文化し、実際の施策での対応については要綱で規定するということも考えられる。

【委員】

県内に住所を有しない者への支援という項目は、本来どこの自治体の条例にも必要という条項。

【委員】

「県民等の理解の増進」「人材の育成等」についても、二次被害に加えて再被害の文言を加えてほしい。

【事務局】

文言を加えることは、「再被害がどういうきっかけで起こるか」ということについての理解を広めていく、という考え方であれば理解できる。

【委員】

再被害とはどういうものか、理解を広めるところから行っていく必要がある。

○その他 条例案について

【委員】

二次被害の定義について、インターネットでの中傷のような名誉毀損、私生活の平穩の侵害について条文の文言に加えてほしい。

【委員】

県内で犯罪被害給付制度の対象となる数はそれほど多くはない。予算はそれほど必要ないと思うが財政上の措置については、条文を「講ずる」という表現にはできないか。

【事務局】

経済的負担の軽減については、情報提供や助言といった表現で記載しているが、支援全体としては推進していく措置を行っていく。ただ予算については県が単年度主義をとる以上、「財政上の措置を講ずるよう努める」という記載は変えがたい。

【委員】

相談及び情報の提供等について、県が相談に応じるとはどういう趣旨か。

【事務局】

県の総合的窓口を示している。また、今後の検討となるが、例えば施策としてワンストップの大きな窓口をつくるということも広く考えられる。

【委員】

推進計画の検証等はどのように行っていくのか。

【事務局】

既存の犯罪被害者支援連絡協議会という支援を行う団体の協議会があり、計画の検証についてはこの団体で行っていきたいと考えている。ただ、計画を策定するのに被害に遭われた方の意見も必要と考えられるので、協議会のなかでも意見を聞ける機会が必要と考えている。検証については、1年に1回検証を行うことを考えている。

【委員】

推進計画の条文は施策の基本方針、具体的施策を定めることとしてはどうか。

【委員】

保健医療サービス及び福祉サービスの提供について、年少者で問題となっているのが、学校等の教育機関との連携。学校で被害が発生した場合、カウンセリングが必要となるので、連携について明文化してほしい。